ゴム小農と植替え政策

萩 原 宜 之

はじめに

- I 戦後のゴム生産の発展
- Ⅱ ゴム小農の現状
- III 植替えの執行過程
- IV Replanting Board と小農の植替え
- V 若干のケーズについて
- VI 植替え政策執行上の問題点 おわりに

はじめに

1967年のマラヤ(マレーシアのうち、マラヤ半島部 をさす)の輸出29億0680万マレーシア・ドル(以下 ドルという。1マレーシア・ドル=0.3257アメリカ・ド ル)のうち、ゴム(本稿では天然ゴムをさす)が11億 6790万ドル(40%), 錫が7億5540万ドル(26%)を 占め、1966年の耕地面積652万2000エーカーのう ち, ゴムが 434 万2000エーカー (66%), 米が89万 8000エーカー(13.5%)を占めている。これらの数 字が示すように、マラヤは今日においても 輸出産 品としてのゴムと錫、食糧作物としての米に主と して依存する経済からなりたっている。このなか でもゴムは依然としてマラヤ経済の中心となって おりゴム価格の下落を 単位当たり生産量の拡大に よって補うことが 第2次大戦後のイギリス植民地 政府,1957年に独立したマラヤ連邦政府,1963年に 成立したマレーシア連邦政府の ゴム政策の基本と なってきており、その具体化として、1952年9月 から今日まで継続されている政策が、ここでとり あげるゴム植替え政策 (Rubber Replanting Policy)

である。この政策は、老木化したゴムを多収量の 新木に植え替えるために 政府がゴム生産者に補助 金(その財源はゴムの輸出に対する付加税および一般財 政収入であるが)を与えるものであって、その政策 の形成過程については すでにふれたことがあるの で(注1)、本稿においてはその執行過程と現在の成 果について明らかにし、マラヤにおける代表的な 経済政策の評価を行なおうとするものである。マ ラヤのゴムは上記の拙稿で述べたように 1910年代 に発展したものであって、ゴムの平均樹齢を30年 とするならば第2次世界大戦後において 急速な老 木化が進んでいたといえる。 この場合, 先進的な イギリス系エステートにおいては、1930年代から すでに自己資本による植替えを 進めてきており、 1952年末において、大きなエステートの耕地面積 の24%は植え替えられていた(注2)といわれる。こ れに対し、100エーカー以下の小農の場合には、ほ とんど植替えを行なうことができず、1952年末に おいてわずかに2.25%が植え替えられていたにす ぎなかった。1952年1月の「ゴム小農調査委員会」 の最終報告(注3)によれば、当時調査した140万2000 エーカーのゴム小農地のうち樹齢40年以上のもの が27%, 30~40年のものが40%, 20~30年のもの が24%、20年以下が9%であったといわれる。 こ のような状況のもとで、 イギリス植民地政府が選 択した政策が、ゴム植替え政策であり、この政策 の結果、今日においてマラヤのエステートゴムの 90%、小農ゴムの60%がすでに植替えを終わっ

たといわれ、マラヤは世界のゴム生産の38.1% (1967年の世界のゴム生産245万2000トンのうち、マラ ヤは93万3196トン)を占める一大ゴム生産国になっ たのである。こうして、ゴム植替え政策は、ゴム 地の新規開発(性4)と並んで、マラヤ経済の発展の ために大きな役割を果たしたのであるが、ゴム経 済の内部に立ち入ってみるとこの政策に均霑した 度合は、エステートと小農で異なっており、 特に 5エーカー前後のマレー人小農にとっては必ずし も適応しうるものではなかったのである。このた め政府は、土地開発を進め、零細なゴム小農の内 植民を進めてきているが、 その成果も必ずしも十 分なものではない。 本稿の目的は, ゴムの植替え 政策が 戦後マラヤ経済のなかで果たした意味を明 らかにするために、特にゴム小農に焦点を合わせ ながら政策の執行過程と成果を 追求してみようと するものである。すでに、ゴム植替え政策の問題 点については 堀井健三氏のすぐれた分析があるの で(注5),本稿においては執行過程とそこで生起し た問題点を中心として 整理を行ないたいと考えて いる。しかし、本論文が一定の完結性をもつため に最少限必要な点については 若干の重複にわたる 点をお許しいただきたい。 また,本稿でとりあげ た若干のフィールドサーベイは、 筆者が1964年か ら1966年までマラヤに滞在した間に行なったもの であることをつけ加えておく。

(注1) 萩原宜之「マラヤにおけるゴムの発展と植替え政策の形成過程」(『アジア研究』, 第15巻第2号, 昭和43年7月), 1~34ページ。

(注2) The Rubber Industry (Replanting) Board, Scheme No. 2, for the Administration of Fund B, Report on Operations, by the Chief Replanting Officer for the Period, 1st November 1952 to 31st December 1953 (1954), p. 1.

(注3) Federation of Malaya, Final Report of the Rubber Smallholdings Enquiry Committee, No. 8 of 1952 (Kuala Lumpur, 1952), 8 p.

(注4) 1956年に設立された Federal Land Development Authority を中心とする土地開発の結果,7 エーカーのゴム耕地をユニットとするゴム小農の土地が拡大され1965年末でに FLDA によるもの10万3257 エーカー,その他の土地開発によるもの11万5261エーカーとなっていた。また1967年末における FLDA によるゴム小農地は12万5546エーカーに拡大している。(注5) 堀井健三「マラヤにおけるゴム植え替え政

(注5) 堀井健三「マラヤにおけるゴム植え替え政策の問題点――ゴム小生産者の経営条件に関連して――」(『アジア経済』,第4巻第11号,1963年11月),24~39ページ。

[戦後のゴム生産の発展

戦後のゴム生産は第1表の示すように耕地面積において1946年の350万エーカーから1966年の434万2000エーカー、生産量において1946年の40万3200トンから1966年の92万6800トンへといずれも増大したが、価格の下落傾向のため輸出額は、

第1表 マラヤのゴム植付面積と生産量

·	(1,00	付 面 00エー			産 000ト	量 ン)	シンガポール R. S. S. No. 1 ポンド当たり
年	エステト	小農	計	エス テー ト	小農	計	ホントヨたり 年平均価格 <u>(セント)</u>
1947 1948 1949	1,896 1,934 1,953 1,970 1,964	1,580 1,582 1,584	3,514 3,535 3,554	359.9 402.9 400.0	$285.3 \\ 294.1 \\ 270.3$	645.2 697.0 670.3	37.31 42.15 38.19
1952 1953 1954	1,964 1,997 2,030 2,018 2,015	1,600 1,606 1,629	3,597 3,636 3,647	$341.1 \\ 341.1 \\ 344.9$	241.5 231.7 240.2	582.6 572.8 585.1	96.07
1957 1958	1,981 1,942	1,710 1,766 1,841	3,721 3,747 3,783	367.9 389.4 407.2	268.0 271.5 288.3	635.9 660.9	88.75 80.25 101.56
1961 1962 1963 1964 1965 1966	1,926 1,919 1,893 1,859	2,061 2,145 2,210 2,469	3,987 4,064 4,103 4,328	438.3 458.3 476.8 490.9	311.2 328.4 347.3 379.4	734.6 749.5 786.7 824.1 870.3 926.8	78.20 72.42 68.14 70.02

(出所) Dept. of Statistics, Malaysia, Rubber Statistics Handbook (Kuala Lumpur, 1946~66). より作成。

1955年の16億8300万ドルから 1966年の13億9580万ドルへと減少してきている。 1955年の耕地面積が366万5000エーカー、生産量が63万7100トン、年間の平均ゴム価格(R.S.S. No.1の価格)が1ポンド1ドル14.16セントであったのに対し、1966年の平均価格が65.36セントであったことからみて、ゴム耕地面積の拡大に加えて、ゴム植替え政策による単位当たり生産量の増大(1955年のエステートの1エーカー当たり年間平均収量が490ポンドに対し1966年のそれは898ポンド)が輸出額の減少を一定限度にとどめているものといえる。

次にエステートについてみると 第1表の示すように、耕作地は1946年の189万6000エーカーから、1950年代初めに朝鮮戦争の影響による ゴム価格の高騰の時期に一時、200万エーカーを超えたが、1957年のマラヤ連邦の独立時以後 激減傾向をたどり、1966年には181万3000エーカーとなっている。また、エステートの所有者の人種別分布をみると、第2表の示すように、ヨーロッパ系(その中心はイ

第2表 マラヤのエステートの所有者別植付け面積 (単位:エーカー)

				(甲亚.	エーカー)
年	ヨーロ ッパ系	中国人系	インド 人系	その他	合 計
1947	1,446,578 (899)	327,902 (925)	96,241 (393)	63,385 (62)	1,934,106
1950	1,474,887 (832)		95,226 (394)	65,197 (62)	1,964,370
1952	1,411,410 (729)	433,072 (1,146)	110,655 (455)	41,590 (53)	1,996,727
1958	1,251,404 (560)		729,623 (1,811)		1,981,027
1960	1,168,030 (488)		766,493 (1,760)		1,934,523
1963	1,145,408 (462)		773,986 (1,685)		1,919,394
1964	1,125,793 (452)	679,877 (1,329)	76,094 (277)	11,396 (46)	1,893,160
1966	1,012,531 (405)		800,804 (1,700)	£3.5	1,813,335

(出所) 第1表と同じ。

ギリス系)のゴム園が減少傾向にあるのに対し、中 国人系のゴム園は漸増傾向にある。 このことはイ ギリス系のゴム園が手放された場合, 中国人の手 に渡っているものが多いことを示している。しか し,ヨーロッパ系の エステートのウエイトは依然 として高く、1960年の数字によればイギリス系の Agency House である Harrisons & Crosfield は 18万0540エーカー, Guthrie は15万2680エーカー, Boustead-Buttery は11万8490エーカーのゴム園を 支配している(注1)。 これらの Agency House は イギリスのマラヤ経済支配の頂点を 構成してきた ものであって、金融と経営者の網の目によって、 貿易,海運,保険,農園,錫 鉱山を支配してきた 一大複合体であり、 今日においてもマラヤ経済の 頂点にたっているものといえる。 香港中文大学の K. R. Chou 教授が試算しているように(注2), 1960 年代初めにおける ヨーロッパ系エステートのポン ド当たりゴム生産コストが45セント前後(30セント までさげうると予測している) であるとするならば、 ゴム価格の変動と下降現象にもかかわらず エステ ートの収益は きわめて大きいものであったといわ なければならない。中国人エステートの場合も、 その経営規模は ヨーロッパ系に比べてはるかに小 さいとはいえ、マネージメントの経費を切りつめ、 血縁、地縁的な労使関係を生かして、 ヨーロッパ 系エステートに劣らない収益を あげているものと 考えられる。

これに対し、ゴム小農は1946年の150万エーカーから1966年の252万9000エーカーへと20年間に100万エーカーの増大をみたが、これは一つには小農ゴムのための土地開発が進められてきたこと、一つにはエステートが分割されて小農に売り渡されてきたことによるものといえる。ゴム小農は、P.T. Bauer が1946年に調査した結果(ほ3)に

⁽注) かっこ内の数字はエステート数。

よれば、(1)家族労働に依存する3~4エーカーの マレー人小農, (2) 20~30エーカーを経営するイン ド人チェティア, (3) 契約労働による採液人を使 用して60~80エーカーを経営している中国人小農 に分かれていたといわれるが、 筆者がマラヤに滞 在していた1964~66年においては、(1)25エーカー から100エーカーにいたる中国人を中心(インド人 もマレー人もある程度はいるが)とする中規模経営, (2) 10~20エーカーの中国人小農, (3) 5~10エーカ ーのマレー人小農に分かれていたと考えられる。 第1のグループは、ゴム以外に一定の職業(中国人 の場合は商人が多く、マレー人の場合は役人、教員、宗 教教師等が多い)をもちながら有利な投資としてゴ ム経営を行なっている者が多く、 第2, 第3のグ ループはゴム経営とその時々の日雇い労働に従事 している者が多い。その意味では、 第1グループ は兼業のかたちが多く、第2、第3グループが真 のゴム小農を形成しているといえる。 そして,こ れらゴム小農の生産量は、1946年の22万9700トン から 1966年の41万1700トンへと増大し、マラヤの ゴム生産の45%を占めるにいたっているのであ る。しかし、単位当たりの収量はエステートに比 べて低く, ゴム植替え政策に均霑する 度合も低い といえる。特に5エーカー以下の小農の場合,ゴ ムを植え替えて新木が 生産を開始するまでの5~ 6年の間の生計の当てがないために ゴム植替えを ためらっている例が多いといえる。

しかし、このような問題をはらみながらも、戦後マラヤのゴムはゴム耕地の新規開発とゴム植替え政策によって持続的発展をとげてきたのであり、ゴム生産は今日までマラヤ経済を支える大きな柱となってきたのである。

(注1) D. W. Fryer, "The Plantation Industries—The Estate," in *Malaysia—A Survey*, ed. by

Wang Gungwu (Donald Moore Books, 1964), p. 238. (注2) K. R. Chou, Studies on Savings and Investment in Malaya (including Singapore) (Academic Publication, 1966), p. 162.

(注3) P.T. Bauer, Report on a Visit to the Rubber Growing Smallholdings of Malaya, July-September 1946 (London, U.M.S.O., 1948).

Ⅱ ゴム小農の現状

マラヤにおけるゴム小農の状況を、全体として 展望するためには、今日のところ1960年農業セン サスによらねばならないので、本稿においても同 センサス(注1)によって展望してみよう。

第3表によれば、 センサスにおける調査対象ゴ ム小農家戸数 17万5392戸、耕地面積93万1104エー カーのうち、4.75エーカー以下の農家が11万2700 戸(64.3%), 5 エーカーから9.75エーカーまでの農 家が 4 万0738戸 (23.2%), 10 エーカーから 24.75 エーカーまでの農家が1万8600戸(10.6%),25エ ーカー以上の農家が3354戸(1.9%)となっている。 ゴム小農地の新規開発に当たって 政府が考えてい る適正規模が7エーカーとなっている ことからみ て、70%前後の農家は零細であることがわかる。 さらに、ゴム樹の状況をみると41%の農家が戦前 の老木のみに頼っており、 特に零細であればある ほど老木のウエイトが高く(1エーカー以下の農家で は66%までが老木のみ)なっている。 また, 植替え 政策の成果が明白に現われていると 考えられる戦 前の老木と植え替えた新木とを 混作している農家 数は,耕地面積の大きさに 比例して増えている。 逆に植え替えた新木または 新規に開発したゴム地 のそれぞれ1種類のゴムのみに頼っている農家は 零細な層に集中している。

次に第4表についてみると17万5392戸のうち採液を行なっている11万6622戸の農家のうち、採液

		45		مائلا =				1種	類の	みの	ゴム	地かり	うなる	農	家			
規	模 別	総	震 多	を数	総制	地	戦前	の老	木のみ	植	替えコ	`ムのみ	新規相	直付け	ゴムの	つみ	戦	前の老
耕:	地面積	実	岁	(%	面 (馩	農家数	(%)	面和	農家	数 (%)	面積	農家数	(%)	面	積	農家数	女 (%)
総	計	17	5.39	02 10	0 931	,104	72,032	41	282,78	36 18,9	26 1	61,26	5,49,336	28	222,	227	17,16	6 10
1 = - 1 2 3	- カー以下 ~ 1¾ ~ 2¾ ~ 3¾	3	1,44 $9,39$ $1,72$ $2,98$	08 10 20 10	0 37 0 71	,838 ,356	7,576 16,564 15,240 9,840	56 48	20,86 33,77		$ \begin{array}{c c} 08 & 13 \\ 10 & 13 \end{array} $	6,85	62 6,446 19 9,642	22 30	8,7 22,0		1,32 1,74	0 2 4 4
$\begin{array}{c} 4 \\ 5 \\ 7 \\ 10 \end{array}$	$ \begin{array}{ccc} & 4\frac{3}{4} \\ & 7\frac{1}{4} \\ & 9\frac{3}{4} \\ & 14\frac{3}{4} \end{array} $	1	7,14 7,98 2,75 2,16	88 10 60 10	$\begin{array}{c c} 0 & 162 \\ 0 & 107 \end{array}$,039 ,529 ,773 ,220	8,108 3,496	29 27	25,27 46,77 29,54 34,56	1 1,9	12 18	10,89	4 6,230 8 10,268 6 3,080 7 2,520	37 24	58,8 26,2	831 215	1,963 3,42- 2,520 2,708	4 12 5 20
	~24¾ ~49¾ ~99¾ -カー以上		6,43 2,72 51 10	8 10 8 10	0 87 0 33	,393 ,820 ,615 ,239	574 106	20	27,12 18,23 6,83 4,39	.0 7	00 3 50 3 12 3	3,60 1,66 73 22	$\begin{vmatrix} 2 & 214 \\ 8 & 24 \end{vmatrix}$	8 5	6,6 1,5	184 663 537 500	1,78- 93- 220 5-	4 34 6 44
					_!							1		·				1
		2	種	類	のゴ	ム	地力)a 6	な	る農	家	1	3 種类	頁のコ	ム地が	136	なる患	 表家
 規	模別	木と		· え	·		に新規					え付け	,,		びム地が面		- /-	 表家
	模別地面積	木と面戦前の	植替	え 積 i替え	戦前の)老才	てと新規 <u>面</u> 戦前の	植付積	対植	替えと	新規植 面	え付け 積 新 規 植付け	農家数) (清:	扶っ席	積
		木と面戦前を老	植替りた。	え 積 替 えム	戦前の	(%)	てと新規 <u>面</u> 戦前の	植付新植付	対植規農家	 素えと	新規植面面植替	積	農家数	(%)	断の	植	替えれ	積 一規 前一規 前付け
耕 ±	地面積	木と 面 戦前 老 106,4	植者 の木 7473 15 45 12	え 積 替 えム	戦前の 農家数 13,768 80 420 784	3 8	下と新規 面 戦前の 老 木	植付新植付 375,8 2 1,0	け 規 規 82 1,8 25 80 1 45 1	替えと 数(%) 44 20 20 00	新規植面面植替;	積 新規 植付け 3 8,963 5 5 0 75 0 145	農家数 2,320 0 20 20	(%) 1 0 0 0	面 戦前の 老 木 15,691 (10 20	1 9	替えれ	積 一規 前一規 前付け
耕 2 2 3 4 5	地面積 計 - カー以下 ~ 1½ ~ 2¾	木と 面 戦前 老 106,4 1,5 2,7 4,5 11,0 12,2	植材 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	え 種 を 3.355 375 1,573	戦前の 農家数 13,768 80 420 784 988 1,220 3,364 2,330	シ老木 (%) 3 8 6 1 1 13 0 18	を新規 動戦前の 老 本 355,079 1 35 2 270 2 803	植付 新植付 3 1,0 1,7 11,3 11,7	サ 規規 82 1,8 82 1,8 83 1 12 1 20 6 02 1	替えと 数(%) 44 20 20 00 44 62 40 86	新規植植 1 5,67	積 新 規	農家数 2,320 0 20 20 40 40 272 414	(%) 1 0 0 0 0 0 1 3	面 戦前の老 木 15,691 (10 20 35 40 590	植 9	替え 510 1 0 10 25 40 50 385 ,014	積 所 規 前 4,223 0 10 5

(出所) Census of Agriculture 1960: 6A, Rubberland; Area and Production (Kuala Lumpur, June 1962), Table 812.

第4表 労働形態とゴム販売形態 (単位:収量,販売量はピクル,1ピクルは133%ポンド)

	採注	夜 崖	是 须	荥			Ξ	r j	ム 則	反	売	形]	態		
労働形態					生ゴュ	ム・シー	- ト	天日	乾燥シー	١	燻烟	巨シー	٢	ラテ	ック	ス
	農家数	収	墨	(%)	農家数	販売量	(%)	農家数	販売量	(%)	農家数	販売量	(%)	農家数	販売量	(%)
総 計	116,622	1,531	,643	100	6,060	50,693	3	101,958	1,265,943	83	6,916	183,511	12	2,566	31,496	2
家族労働 Bagi Dua 賃金雇用	75,258 31,636 2,392	518	,427	100	1,504	25,319 20,120 2,629	4	27,966	441,497	85		64,621 46,370 45,757	9	680	15,706 10,440 1,503	2
家族労働と Bagi Dua そ の 他	6,408 928	159		100	İ	1	2 1	5,626 684	i '			18,164 8,599			3,447 400	

(出所) Census of Agriculture 1960....., Table 870.

を家族労働に依っているもの64.5%, 雇用労働者 に収量の2分の1を与える Bagi Dua によるもの 27.1%, 家族労働と Bagi Dua との混合によるも のが5.5%となっており、賃金労働者によるもの はきわめて少ない。 このことは耕地面積の小さい 小農はほとんど家族労働に頼り、 耕地面積が大き くなると家族労働と一定の雇用労働に頼り, さら に大きな兼業農家(他に主たる職業をもち,ゴムを兼 業している)の場合に雇用労働(現物にせよ賃金にせ ょ)に依存していることを示している。 また, ゴ ムの販売形態をみると小農の場合、ほとんど天日 で乾かした白いシートの形で売っており、smoking house をもっている場合はきわめて少ない。 このことは、この表で、賃金労働者を雇用してい る比較的耕地面積が大きいと 考えられる農家にお いて 燻煙したゴムによる販売が大きいことからも 推定される。

ここにおいて 通例のゴム小農の生産形態につい てふれておこう。かれらは、朝早く起きて6時頃 にはゴム地 (それは家から近いものもあるが 相当離れ ているものもある) に着き,まず1本1本,ゴムの樹 皮にナイフで切り傷をつけて歩く。1エーカーに は平均150~200本のゴムが植えられているので, 2エーカーで300~400本, 3エーカーで450~600 本の樹を一つ一つ回ることになる (エステートの採 液人の1日の平均採液本数は350本前後であるが、ゴム 小農では500本にも及んでいる。)。この作業をtapping といい、理想的には同じ樹について1日おきに行 なうことになっているが、ゴム小農の場合、毎日、 同じ樹を tapping している者がほとんどである。 (センサスによれば、11万6622農家のうち、80%は毎日 tapしている。) これは後で述べるように零細なゴム 耕地からわずかな現金収入を毎日得ようとしてい ることからくるものといえる。 tapping は普通午

前6時から9時頃までに終え、若干休んだのち、 10時から12時にかけて、バケツをもって集液を行 なう。集液されたゴムは、 家屋敷の一隅にある加 工場でまず酸を加えて凝固され(豆腐状になる),カ ットされたのち、 手回しの圧搾ローラーで脱水さ れ、天日で乾燥される。ほとんどの小農はこの状 態でゴムを近くの町のゴム集荷人 (多くの場台中国 人)に販売する。大きな小農は、さらに smoking house にいれて燻煙してから出荷するが、ゴムの 値段は 水分と不純物が少ないほど高くなっている ので、かれらの受取り分は、 天日乾燥で出荷する 小農よりはるかに有利である。1966年2月の筆者 の Johore 州 Muar 地区での調査の結果では、 当 時のシンガポールにおける ゴム輸出価格 1 ポンド 当たり70.34セントであったとき、天日乾燥ゴム の小農の平均受取り価格は 1ポンド当たり54セン ト, 燻煙ゴムのそれは60セントであった。さらに この当時の調査によって ゴム小農の粗収入を推計 してみると、戦前からの老木(30年以上)の1年間 1エーカー当たり生産量 400 ポンドとみて、 年収 216ドル (400ポンド×54セント), 3エーカーからの 月平均収入54ドル(約6370円)となる。これは、老木 に頼る零細なゴム小農の場合であるので、 すでに 多収量のゴムに植え替えて それが生産を開始して いる場合には1エーカーからの年平均収量が800 ポンドに達しているものもあるので、 その場合に は収入が上記の倍になるといえる。しかしゴム小 農の場合、立地条件(ゴムは若干高いところが適地) からみて水田をもっている農家は センサス結果に よれば17万5392戸のうち2438戸にすぎず、ゴム小 農はまさに商品生産にまきこまれており、 その収 入は低いといえる。 にもかかわらずゴム小農が広 範に存在するようになったのは、 ゴムエステート の発展に刺激されたこともあるにせよ, ゴムが米

作(1期作で年収量1エーカー当たり350ガンタン,農民の1ピクルの受取り価格10ドルとして年粗収入140ドル、2期作で年収量600ガンタンとして同じ条件なら年粗収入173ドル(注2))に比べて有利なこと,およびゴムが日々の現金収入の源泉になってきたことによるものと考えられる。しかし,まさにこのような状況こそ,ゴム小農の貧困の再生産をもたらしたものともいえるのである。

(注1) Federation of Malaya, Census of Agriculture 1960: 6A, Rubberland; Area and Production (Kuala Lumpur, 1960).

(注 2) Konggeres Ekonomi Bumiputra Malaysia, Kertas² Kerja (Kuala Lumpur, 5, 6 dan 7 Jun. 1965), p. 116. この表では、ゴムの年間収量を天然ゴム研究所の推計により1エーカー当たり1280ポンドとしているが、これはエステートにおける最優良品種の場合であると考えられる。

Ⅲ 植替えの執行過程

1. Scheme No. 1 と No. 2(1952年9月~1959 年12月31日)

すでに述べたように第2次大戦が終わった直後の1946年の7月から9月にかけてイギリス植民地省は、P.T. Bauer をマラヤに派遣してゴム小農の状況を調査させたが、その報告においてBauerは、(1)ゴム小農がエステートに比べてコストの安い生産者であり、その生産拡大が奨励さるべきこと、(2)ゴム小農の取引業者に対する負債を解決すること、(3)ゴム小農の植替えを妨げている資金不足と技術的問題(狭い耕地では新木は老本に生育を妨げられる)を解決することの必要をといたうえで、エステートおよび中規模経営(25エーカー以上)以上のゴム農家にとってはゴム植替え政策が妥当であるが、零細なゴム小農にとっては新しいゴム地の開発が妥当であることを勧告している。ついで

1946年10月に設立されたゴム「小農調査委員会」 (The Rubber Smallholdings Enquiry Committee) Ø 1952年1月における最終報告は、小農ゴムの老木 化を救うために,政府が補助金を与えて ゴム植替 えを行なうべきことを勧告している。(1952年の Rubber Statistics Handbook によれば、ゴム小農地は 161万6093エーカー, エステートは199万6727エーカーと なっていた。)この勧告における補助金額は、植替 え地のフェンスと雑草を防ぐための cover crop を 除いて当時の価格で1エーカー当たり600ドル (そ の内訳は老木の伐採に200ドル,新しい種子,芽つぎ等 に20ドルから35ドル、肥料に72ドル、100日分の労働に 対して300ドル) とされていた。この勧告に基づき 政府は、1952年9月1日からゴム植替え政策を実 施し、1953年1月1日からは、 政策執行機関とし て The Rubber Industry (Replanting) Board (以下 Board という)を設け、そのなかの Fund B にお いて小農に対する植替えを実施してきている。 1952年9月1日から12月31日まで (Scheme No. 1 という) は政府が直接1エーカー当たり100ドルの 補助金を出すことから始めたが, 執行機関が十分 に整わなかったことと、 末端の小農にまで政策の P・R が浸透しなかった ため、この間の成果とし ては承認件数2517, 植替え予定面積7084エーカー, 補助金総額85万0150ドルにとどまった。 しかし, 1953年に Board ができ、中央および各州の組織お よびスタッフ (このほとんどは 天然ゴム研究所の小農 サービス担当のスタッフおよび農林省のスタッフによっ て充当された)が整うにつれて(注1),政策のP・Rも 浸透し, 1953年度中には, 1 万3244件, 5 万8640 エーカーについての申請が行なわれ,1万0968件, 3万9810エーカーが植替えを認められ、 補助金の 額も1エーカー当たり400ドル(6回の分割払い)に 引き上げられた(注2)。この1953年から1959年12月

31日までの期間を Scheme No. 2 といい, この間 に政府はゴム小農地50万エーカー (実際の目標は48 万0300エーカー)を植え替える計画をたてたのであ るが,1959年12月31日における成果は31万7820.5 エーカー (66.2%) にとどまった。 この Scheme No. 2 の間に、1953年1月1日からは補助金が500 ドルに引き上げられ,1955年には同年から1965年 末までの11年間にわたって政府が一般財政から1 億1200万ドル (エステートに対しては2億8000万ドル) を小農の植替えのために 支出することになった ため、1956年4月5日から補助金は100ドルを追 加して600ドルまで引き上げられた(このための Scheme & Government Replanting Scheme for Smallholders といった)。これら補助金支出の財源として は、1951年1月からゴムのポンド当たり輸出価格 が60セント以上のときに [0.459 (価格)-27]/10 の 率で課税された Schedule II の課税と1952年1月 からゴムのポンド当たり輸出価格が75セント以上 のとき一率4.5セントを課税することになった Schedule IV (Replanting cess) (この課税は、同年9 月からゴム価格にかかわりなく課せられている)の二つ を財源としていたが、1953年にはゴム価格も年平 均ポンド当たり67セントまでさがったので, 1954 年には R. F. Mudie を委員長とする ゴム産業調 査委員会が設けられ、その報告(注3)に基づき政府 は翌1955年に「ゴム産業の課税と植替え」につい て声明を発表し^(注4), Schedule II の課税を廃止 して上述のように11年間にわたって一般財政から 1億1200万ドルを支出することおよび Schedule IV の存続を決定した。(なお,これ以外の輸出税 [Schedule I], 調査税 [Schedule III, Research cess] につい ては, Dr. Lim Chong Yah の諸論文(注5)を参照され たい。)これらの付加税を資金としてゴム植替えを 行なうことになったのであるが、ここで問題とな

る点は、エステートの場合には、 Schedule II に ついてはその生産量に応じて Fund A (これがエ ステートのファンド) につまれたのち、 その Fund から、1946年1月1日以後に行なった植替えと新 規植付けの実費が払い戻され、そのバランスが Fund B に回されることになっており, このこと はエステートに対し優先的にファンドが 回された ことを意味している。また Schedule IV について も、まずエステートの生産量に応じてFund Aに 回った金額はエステートに還元され、 そのバラン スが Fund B に回されることになっており、小農 ゴムのある部分がエステートに販売され、 その加 工過程を終えて エステートゴムとして出荷されて いることも考え合わせると財源の配分の点で エス テートがはるかに有利だといえる。にもかかわら ず大規模エステートは別として 小規模のエステー トは、Fund A よりも Fund B からの補助金を 獲得するために,すでに1953年においても"family fragmentation"あるいは "partner fragmentation" というかたちでエステートを100エーカー以下の 単位に家族あるいは仲間の間で分割して Fund B の補助金を得ていたといわれる(注6)。このことは、 当時においてまだ植替えしていない エステートの 場合, Fund B に加入すれば, 植替え費用として 400ドルの補助金を保証されるのに対し、Fund A においては、植替えの結果についてしか、保証さ れなかったことによるといえる。また、現在にお いては,Fund A の新規植替えの補助金が 400ド ルであるのに対し、 Fund B のそれが 750ドルで あることによるといえる。また、小農のなかで30エ ーカー全部を一度に植え替えようと するものは, 親族の耕作するゴム小農地のいくつかの名義上の 所有者となって自己の耕作地を90エーカーまで拡 大させたうえ (これを "family aggregation" という)

で、法的に認められている3分の1までの30エーカ ーを植え替えたといわれる。これらの点について, Board 報告は「これらのケースは 植替え地を増や し、連邦経済全体の発展には寄与するものである が、それは Fund B の意図に反するものであり、 Fund B の資金が こういうかたちで流出してしま っては、真の小農のための資金がなくなってしま う。」と警告している。また、本報告は、1エーカ - 400ドルという補助金が植替え 費用そのものを まかなうには妥当な金額であるが、 老木を切り倒 して新木が採液できるまでの間の 生活補償までは 考慮していないため、 零細な小農から補助金増額 の要求が出されていることを指摘している。この 点において,前記の「ゴム小農調査委員会」が600ド ルの補助金の必要を勧告したことが 想起される。 また, このこととの関連において Board の 1954 年報告は, 上記の期間の現金収入のための混作植 物としてバナナ(年間1エーカー 当たり 200ドルから 425ドルまでの純収入事例), 野菜 (年収エーカー当た り150~500ドル), タバコ (年収エーカー当たり240~ 300ドル), トウガラシ, ショウガ, 甘藷, タピオカ 等の成功例をあげている。 次いで、1956年の報告 によると Province Wellesley, Kedah, Perak, Negri Sembilan, Johore の各州では, 引続き "fragmentation"が行なわれており、 特にいくつ かのシンジケートが ヨーロッパ人からエステート を買いとって、それを1エーカー当たり700~800 ドルで分売していることを報告している。このこ とは,1948年2月のマラヤ共産党の蜂起のために 同年6月から布かれている「非常事態宣言」のも とで欧米人が漸次エステートを 売却する傾向にあ ったことを示しており、 他方中国人を中心として ゴム地を購入してただちに Fund B をつかってゴ ムの植替えを行なおうとする者が 多かったことを

第5表 ゴム小農地と植替え状況(単位:エーカー)

州	1952年の 小 農 地	計画面積	1959. 12. 31におけ る植替え 面積	計画に対 する実現 値 (%)
Johore Malacca N. Sembilan Selangor Perak	541,240 87,144 128,211 163,731 310,119	51,510	49,982¾ 34,958¾	49.9 192.8 91.0 63.0 65.9
Pahang P. Wellesley Kedah/Perlis Kelantan Trengganu Penang	98,453 19,835 146,278 65,108 46,779 9,195		$19,662\frac{3}{4}$ $13,325\frac{1}{2}$	58.1
計	1,616,093	480,300	317,820½	66.2

(出所) Report on Operations for the Year, 1959, by the Chief Replanting Officer (Kuala Lumpur 1960), Table 12.

示している。

これらの結果として Scheme No. 2 の終了した 1959年末における植替えの成果をみると第5表の ように全体では66.2%の目標達成率であるのに対 し、Malacca では 192.8%、Negri Sembilan では 91.0%と高くなっているが、このことはこれらの 州で最も"fragmentation" の事例が 多かったこ とを示しているといわれる。 植え替えられた31万 7820.5エーカーのうち 29万8046.5エーカーはゴム であり、その他はココナット(5501.25エーカー), 果樹 (5212.25エーカー), パインアップル (3276.25 エーカーで Johore 州のみ), コーヒー (2624 エーカ ー),米(2179.5エーカー)等となっている。また, 第6表によれば、人種別の Fund B の加入農家は マレー人 58.1%, 中国人39.9%に対し, 植替え面 積はマレー人 37.0%, 中国人59.7%で, 前者の耕 作規模が小さいことを示している。 次に, これら の承認件数のうち、第1回の補助金の支払いが行 なわれた後、植替え作業および管理が不十分で第 2回以後の支払いが延期されている面積は、第7 表のようにマレー人で19.8%, 中国人で6.4%と

年	マレ	- 人	中 🖟	国 人	そ 0) 他	=	it .
	農 家	面 積	農家	面 積	農家	面 積	農家	面 積
1 9 5 3 1 9 5 4 1 9 5 5 1 9 5 6	5,454 4,970 5,057 6,509	12,271 12,172¼ 12,783¾ 17,517½	3,623 2,493 2,954 4,717	13,716¼ 11,527 14,236 29,610¼	219 130 167 192	1,625 839¼ 1,128¾ 1,252¼	9,296 7,593 8,178 11,418	27,612¼ 24,538½ 28,148½ 48,380
1 9 5 7 1 9 5 8 1 9 5 9	5,693 6,200 9,202	16,971¼ 18,488¾ 27,652¼	4,234 5,414 6,159	34,170¾ 41,568 44,759½	188 201 355	$ \begin{array}{c} 1,053 \\ 1,526\frac{3}{4} \\ 2,951 \end{array} $	10,115 11,815 15,716	$52,195$ $61,583\frac{1}{2}$ $75,362\frac{3}{4}$
小 計	43,085	119,856¾	29,594	189,587¾	1,452	10,376	74,131	317,8201/2
比 率(%)	58.1	37.0	39.9	59.7	0.2	3.3	100	100
1 9 6 0 1 9 6 1 1 9 6 2 1 9 6 3	7,106 7,022 8,409 10,365	20,894 ³ / ₄ 21,085 24,616 ³ / ₄ 31,137 ³ / ₄	9,146 6,307 7,702 7,882	53,445 ³ / ₄ 43,064 ¹ / ₂ 49,920 ¹ / ₂ 62,019 ¹ / ₄	289 249 297 265	$\begin{array}{c} 2,042\frac{3}{4} \\ 1,980\frac{3}{4} \\ 2,108\frac{1}{2} \\ 2,429 \end{array}$	16,541 13,578 16,408 18,512	76,383¼ 66,130¼ 76,645¾ 95,586
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	11,194 12,937 7,615	35,615¾ 42,074¾ 23,000	7,164 9,284 4,448	58,596½ 68,430½ 32,279¼	235 203 113	$2,128\frac{3}{4}$ $1,837\frac{3}{4}$ $821\frac{1}{4}$	18,593 22,424 12,176	96,341 112,343 56,101
1953~66計	107,733	316,281½	81,527	557,344½	3,103	23,724¾	192,363	897,350¾
比 率(%)	56	35.3	42	62.1	2	2.6	100	100

(出所) Report on Operations for the Year, 1966, by the Chief Replanting Officer (Kuala Lumpur, 1967), Table 15.

第 7 表 支払い延期の状況 (1959年12月31日現在)

(単位:面積はエーカー)

ħ.	1959. 12. 31. 払いをうけた マレー人 中国人 (B) (C)	で第1回の支 :面積 (A) その他 計 (D) (E)	1959.12. 31.で支 払い延期 中の面積 (F)	(F) で支払い (E) 延期中の 面積(G)		(H) で (C) い延期 中の面 積(I)	(I) (D)
Johore Malacca N. Sembilan Selangor Perak	11,994¼41,737¼ 12,965½26,853½ 11,480¾15,851¼ 7,654 16,518¼ 19,535½23,600¼	1,598½41,417¼ 916¼28,248¼ 890 25,062¼	4,715 4,649 ³ / ₄	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	21.6 2,380½ 3.5 290½ 30.9 986½ 30.2 2,116½ 13.8 1,312¾	$\begin{array}{cccc} 5.7 & 52 \frac{1}{4} \\ 1.1 & 41 \\ 6.2 & 185 \frac{1}{2} \\ 12.8 & 224 \\ 5.6 & 158 \frac{1}{2} \end{array}$	6.4 2.6 20.2 25.2 7.7
Pahang P. Wellesley Kedah/Perlis Kelantan Trengganu Penang	3,636¾ 5,458¾ 1,189½ 2,618½ 6,162¼ 8,648¼ 9,428¼ 839½ 6,022¾ 2,531¼ 81¼ 221¼	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	599 1,870 1,435 ¹ / ₄ 3,467 ³ / ₄	13.7 869 4 15.1 262 34 12.1 1,142 ½ 13.9 1,366 4 40.4 2,600 4 9.0 12	23.9 394¾ 22.1 300¼ 18.5 585 14.5 69 43.2 857 14.8 15½	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	6.4 23.9 21.1 — 50.0
合 計	90,1501/4 144,8781/4	7,4291/4 242,4573/4	28,045	11.6 17,870	19.8 9,3081/4	6.4 86634	11.7

(出所) Report on Operations for the Year, 1959, Table 22.

なっており、後者の勤労意欲の高さを考慮にいれても、マレー人小農の貧しさが植替えの継続をはばんでいると考えられる。

なお Fund B のスタッフは 1954年1月1日の 261人から1959年12月31日の732人へと増員され、 かつ Seldang にある農業短期大学の卒業生を中心 にエリートを集めており、天然ゴム研究所の小農 サービス部のスタッフと協力してゴム植替えを精 力的に進めてきたといえるが、その行動パターン は、植替え実績をあげることに集中し、真のゴム 小農の生活向上という点には十分な配慮が至らな かったように思われる。

2. Scheme No. 3 (1961年1月1日~1966年12月31日)

1959年初めにゴム小農についての Scheme No. 2 と1956年から行なわれてきた Government Replanting Scheme for Smallholders をどうすべき かについての調査委員会が設けられたが、 同委員 会は、(1)両 Scheme を統合して継続すること, (2)小農の植替えと新規植付けに対し継続的に援助 を与えること、(3)これらの補助金を引続き1エー カー600ドルとすることを勧告し、これに基づき 政府は1960年1月1日から Scheme No. 3 を発足 させた。ついで、1961年には、すでに耕地の3分 の1を植え替えた小農に対してさらに3分の1の 植替えを認めるべきかについて 検討する小委員会 が Fund B に設けられたが、同委員会は、(1)1962 年1月1日から新たな3分の1の耕地に対して植 替えを進めること、(2)同年同月から補助金をエー カー当たり 750ドル にあげること, (3) 分割払いの 回数を5回から7回にふやすことを勧告した。こ れをうけて Fund B はさらに、(1)1957年1月1日 現在5 エーカー以下の小農に対しては エーカー当 たり50ドル (合計して800ドル) の追加支給、(2)15エ ーカーまでの小農に対しては15エーカー全部の植 替えについて補助を与える、(3)30エーカーの小農 に対しては25エーカーまで植替えの補助を与える ことをきめた。このことは、小農の場合遅れがち であった植替えを促進することによって ゴム生産 全体の発展をはかるとともに 小農の生活向上を志 向するものであったといえる。

こうして継続されてきた ゴム小農の植替えの1966年末の成果についてみると 第8表のように全体で1952年の耕地面積の45.07%, 最も進んだMalaccaで78.84%, 最も遅れた Kedah と Perlisで34.30%となっている。次に第9表によって Fund B への申込みおよび植替え面積をみると5ェーカー以下の農家が申込みの60%, 植替え地の35%, 5~15ェーカーの農家が申込みの33%, 植替え地の47%を占めており, Fund B が零細な小農の植替えのために果たしてきた成果を示している。しかし, 人種別の成果をみると第6表のようにマレ

第8表 植替え地面積(1966年12月31日末現在) (単位:エーカー)

	1952年	小農地	196	6. 12. 31.	の植替え	土地	老木	
州	農家数	面積	植替え地 総 面 積	エステート から Fund Bへはいっ たもの	一小農の稲 面 積	替え地 1951年に 対する比 率 (%)	面積	1952年に 対する比 率 (%)
Johore Malacca N. Sembilan Selangor Perak	98,159 19,954 39,593 43,811 88,321	87,144 128,211 163,731	88,177 ¹ / ₄ 87,575 84,572 ¹ / ₂	$19,472\frac{1}{2}$ $21,305$ $10,628\frac{1}{4}$	$68,704\frac{3}{4}$ $66,270$ $73,944\frac{1}{4}$		308,456 18,439 ¹ / ₄ 61,941 89,786 ³ / ₄ 188,969 ¹ / ₄	48.31 54.84
Pahang P. Wellesley Kedah/Perlis Kelantan Trengganu Penang	21,054 4,869 29,853 33,376 11,995 2,181	19,835 146,278 65,108 46,779	$ \begin{array}{c c} 15,499 \\ 61,950 \\ 40,162 \\ 42,203 \\ \end{array} $	$2,655\frac{1}{4}$ $11,782\frac{1}{4}$ $1,041\frac{1}{4}$ $316\frac{1}{2}$	12,844 ¹ / ₄ 50,168 39,121 21,887 ¹ / ₄	64.76 34.30 60.09 46.79	62,173¼ 6,990¾ 96,110 25,987 24,891¾ 3,991½	35.24 65.70 39.91 53.21
計	393,166	1,616,093	847,983	119,626½	728,356½	45.07	887,736½	54.93

(出所) Report on Operations for the Year, 1966, Table 2.

州	5 エーカー 以下の農家			5 ~15エー カーの農家			15~30エー カーの農家					30エー			計 				
<i>,</i> ,,	件 数	面	積	件	数	面	積	件	数	面	積	件	数	面	積	件	数	面	穦
Johore Malacca	27,078 15,991		103¾ 256¾		,154 ,718		0231/4				429 ½ 568 ¾		866 191		860½ 183¼				416¾ 673½
N. Sembilan Selangor Perak	11,862 9,181 21,467	29,	140½ 504½ 065½	5	,632 ,928 ,481	37,	816¼ 591 363¾		812	6, 10,	750¼ 156¾ 531		390 324 ,568	8,: 7,	271 149½ 818¾	19 15	,696	94 84	978 401¾
Pahang P. Wellesley	5,004 890	14,	102½ 045¾		,838 ,850	19,	.868¾ .810¾		452 306	4	,629¾ .859		151 122	3,	686½ 815	8	,445	42.	,287½ ,530½
Kedah/Perlis Kelantan	6,872 13,843	16, 26,	273 593½	2	,579 ,404	27, 12,	$165\frac{3}{2}$		916 234	10 2	,761 ,307		261 105	8, 2,	131 043¼	11 16	,628 ,586	62 43	,330¾ ,847¼
Trengganu Penang	3,575 184		099 409½		,675 450		,936¾ ,759¼		649 205		,567¼ ,782		411 36		073¼ 478¾	7	,310 875		,676 ¼ ,429 ½
計	115,947	318,	5491/4	63	,809	420,	903¾	8	,182	8	38,342	4	, 425	69,	510¾	192	,363	897	,350¾

(出所) Report on Operations for the Year, 1966, Table 16.

第10表 支払い延期の状況(1966年12月31日現在)

(単位:エーカー)

	マレ	一人農	家	中国	国人農	家	その	他の農家	合	計
<i>;</i> ₩	審査対 象面積	支払い延期 面積	(%)	審查対 象面積	支払い延 期 面 積	(%)	審查対 象面積	支払い延 期 面 積 (%)	審査対 象面積	支払い延 (%)期面積
Johore Malacca N. Sembilan Selangor Perak	$31,114\frac{1}{4}$ 23,590	$1,019\frac{3}{4}$ $2,390\frac{3}{4}$	3.28 7.68 11.90	56,201¼ 51,073¼	503 1,819¾	0.22 0.89 3.56	5,018 2,390¾ 2,581 3,159¾ 5,769¼	39 1.63 63 2.44 255 8.00	887,478 189,896½ 77,823	21,353,4 7.59 1,178,4 1.35 2,956,4 3.29 4,883 6.27 12,375,4 9.57
Pahang P. Wellesley Kedah/Perlis Kelantan Trengganu Penang	3,166 ³ / ₄ 21,412 ¹ / ₄ 35,619 ¹ / ₄	3,569 8,883½ 3,395¼	13.24 16.66 24.94 17.99	10,199 31,033½ 3,406¼	$447\frac{1}{2}$ $1,773\frac{3}{4}$	4.39 5.72 17.60 13.85	$2,397\frac{7}{4}$ 73 $32\frac{3}{4}$	$\begin{array}{c c} 55\frac{3}{4} & 19.2 \\ 250\frac{1}{2} & 10.46 \\ 20 & 27.39 \\ 1 & 3.09 \end{array}$	$13,655\frac{1}{2}$	5,593 4 10.19 9,503 24.31 4,241 4 16.97
計	236,403	45,614	15.54	[523,923 ¹ / ₄	19,9161/4	3.79	22,923½	1,386¼ 6.0	841,2493/4	$66,916\frac{1}{2}$ 7.95

(出所) Report on Operations for the Year, 1966, Table 17.

一人が農家数で56%,植替え面積で35.3%,中国人が農家数で42%,植替え面積で62.1%となっていて前者の農家当たり植替え面積が小さいことを示している。また第10表によって Fund Bからの支払い延期をうけた面積をみるとマレー人で15.54%,中国人で3.79%となっていて零細なマレー人の場合が多いことを示している。

このようにして、以下にふれるいくつかの問題 点にもかかわらずゴム小農に対する"Replant and Survive"の政策は15年以上にわたる政府および Board の努力により一定の成果をあげてきたこと は認められなければならない。

(注1) 中央には5人の小農代表, 3人の政府官吏からなる Board (Administrators という) とスタッフとして Chief Replanting Officer (CRO), Deputy CRO, 書記がおかれ, 各州には Perak, Johore, Selangor, Negri Sembilan, Pahang, Malacca に各1人ずつ, Kedah/Perlis/Province Wellesley および Kelantan /Trengganu に各1人ずつ計8人の State Replanting Officer (SRO) およびその下に1~3人の Assistant SRO がおかれた。なお現在は Kelantan と Trengganu に別々に SRO がおかれている。

(注2) 第1回は老木が切り倒され植替えの準備が整ったときに120ドル,第2回は植替え,施肥, 6カ月

の管理ののちに 100ドル、 第 3 回から第 6 回までは、その後 1 年ごとの施肥、管理のためにそれぞれ30 ドル、40 ドル、50 ドル、60 ドルの 計 400 ドルが支出され、支出のたびに、 Board の検査をうけることになっている。なお、ゴムは植えてから $5\sim6$ 年の間に採液可能な状態に達するので、補助金もそれに対応して年賦の形で支出されている。

(注3) Report of the Mission of Enquiry to the Rubber Industry of Malaya, 1954 (Kuala Lumpur: Government Press, 1954), 76 p.

(注4) Taxation and Replanting in the Rubber Industry, Statement of the Federal Government on the Report of the Mudie Mission and on Certain Proposals (Kuala Lumpur: Government Press, 1955), 41 p.

(注5) Lim Chong Yah, "Export Taxes on Rubber in Malaya—A Survey of Post-War Development", Malayan Economic Review, Vol. V, No. 2 (Oct. 1960), pp. 46~55. Lim Chong Yah, "The Malayan Rubber Replanting Tax", Malayan Economic Review, Vol. VI, No. 2 (Oct. 1961), pp. 43~52. 堀井健三, 前掲論文。

(注6) Report on Operations for the Period, 1st November 1952 to 31st December 1953, by Replanting Officer, p. 42.

Ⅳ Replanting Board と小農の植替え

次に各小農の具体的な植替えの作業と Board の 補助金支出の執行過程との関連をみてみよう。

まず、植替えを行なおうとする小農は、毎年の9月15日から12月31日までの間に、Board に申込書を提出する。Board は、この申込書の記載事項のうち土地所有に関するものについてまず Land Office においてチェックし、Land Office の登記事項と異なっている場合は申込みを却下する。ついで、Board は、申込者の所有地へ赴き、(1)ゴム耕地の状況、(2) 植替え予定地の状況および地形、(3) 植替え作業の計画、(4) 植替えに必要な資財の必要状況を調査したのち、はじめて申請を受理する。

1963年, 1964年の各州の Replanting Office の報 告(注1)によれば、Johore 州では、1964年の申請1 万3048件のうち1778件が却下されているが、 その 理由は、土地のタイトルが不明確なもの507件、 分割された土地のタイトルが不明確なもの254件, 土地共有の不明確なもの 202 件、 申請した土地が 空地であったもの 193 件等となっていて 土地所有 の不明確さが却下の原因となっている。 また, Pahang 州の報告(注2) によれば、(1)共有者の合意 が成立しないこと、(2)不在地主の土地が放置され ていること, (3) 担保にはいっている土地の植替え について金貸し業者が合意しないこと 等のために 植替えの申請が行なえない事例をあげている。 こ れらのことから, イスラムの相続法により共有地 の多いマレー人小農や貧しさのため 土地を担保に 入れている者にとって Board への申請が困難なこ とがわかる。

次に Board への申請が認められるとゴム小農は 翌年の8月31日までに老木を切り倒し、雑草をとり 土地をならし、新木を植えられる状態にしたうえ で, 第1回の補助金支払いのための検査をうけ,こ の検査に通ると はじめて 250 ドルの支払いをうけ る。老木の伐採には、(1)薬品を使うもの、(2)自己労 働によるもの, (3) 雇用労働によるもの, (4)機械を使 用する請負契約によるもの等があるが、(1)につい て2.4.5.-Tという薬品がBoardから支給(250ドルの 中に現物支給として含まれる) されるので、多くの貧 しい小農は(1)と(2) (これに若干の雇用労働を加えてい る者がある)によって伐採を進めている。1964年の Negri Sembilan 州の例では、同年の植替え地1万 0120.75エーカーの72%が手労働, 13%が 2.4.5.-T, 14%が機械使用によっており、同年の Johore 州では、4万1766.25エーカーの65.6%が手労働、 24.6% が機械使用, 9.8% が薬品によっていた。

このうち、(4)の機械使用による請負契約のコスト は, 同年のJohore 州でエーカー当たり160~200ド ル, Malacca 州で 150~190ドル, Kedah, Perlis, Province Wellesley 各州で180~200ドルとなって いた。ゴムの廃木は、近接の町の工場 (パン製造、 レンガ製造, 錫浚渫船, 燻煙所等) が燃料として使う 場合を除いては使用価値がなかったため 多くは焼 却されていたが、1967年に日本のマラヤワタがゴ ムの廃木を木炭にして使うようになったことと, 同じく大昭和製紙がゴムから チップをつくり始め たため、最近は使用価値が高まりつつあるといえ る。1964年の例としては, Johore 州の北部では1 エーカーの廃木が10~15ドル、中部、北中部では 5トンが20ドルで売却され、Selangor 州では町か ら10マイル以内の地点ならば 中国人の請負業者が 廃木をうけとるという条件で 無償で伐採している が、遠隔地の場合は、1本当たり50~80セントを 小農が 請負人に払っており、 Negri Sembilan の Tampin, Kuala Pilah, Rembau, Jelebu 地区では 請負人が1本30~50セント, Seremban, Port Dickson 地区では1エーカー30ドル (町から10マイル 以内), もしくは12ドル (町から10~20マイル)で購 入している。このようにゴムの廃木が使用価値を 生んでいるところでは ゴム植替えのコストが有利 になるといえるが、それらはいずれも町に近いと ころであるので、多くの町から遠隔地に住む小農 にとっては 廃木はまさに廃木であるということが できる。

第1回の支払いをうけた小農はただちに新木を植え、6カ月後に第2回の Board の検査をうけ、新木が順調に成育していれば第2回の支払い 100ドルをうけとり、それ以後、1年ごとに Board の検査をうけたうえで第3回に100ドル、第4回に100ドル、第5回に70ドルをうけと

り、その後6カ月以内に第7回 (最終のもの) の60 ドルをうけとることになる。 すでにふれたように マレー人小農の場合、 支払い延期のケースが少な くないことは、検査の基準もさることながら、 新 木の管理について生活上の必要から 十分な手が届 かず雑草に覆われてしまったり、 新木が立枯れて しまったりすることが多いことを示している。

新木の植替えは苗木によるものと 芽つぎによるものがあるが、後者のほうが奨励されており、これら新品種の改良については 天然ゴム研究所が開発を進めてきており、 実験例としてはすでに年間1 エーカーから 4000ポンド以上の収量をあげるものがつくり出されている。 しかしすでに植え替えられてきたものは年間 1000~2000ポンドの間の品種が多いが、 これらの新品種によっても老木の場合の収量の 2 倍の生産をあげることができるので、ゴム植替えが順調にゆけば、 ゴム小農の生活の自己に資するところが少なくないといえる。 しかし問題は、 すでにふれたようにどの層の小農が最もこの政策に適応できたかということであり、 この政策に均霑できなかった層が 今後どのようになってゆくかということである。

(注1) 筆者はマラヤ滞在中, Pahang 州を除くすべての State Replanting Office の Annual Report の収集につとめたが、バック・ナンバーのないものもあり、1960年から1965年の間のものについて収集しえたにとどまった。

(注2) Persidangan Pegawai² Kanan Lembaga Perusahaan Getah (Tanam Samula) Kumpulan Wang "B" (3, 4 dan 5 Ogos, 1965).

V 若干のケースについて

筆者がマラヤ滞在中, ゴム小農の密集地区として選んだ Johore 州 Muar 地区における24農家 (耕地面積別では4エーカーが1戸, 6~8エーカーが

3戸、10エーカーが7戸、15~33エーカーが9戸、50~266エーカー4戸、人種別ではマレー人農家13戸、中国人農家11戸)のゴム植替えに関する面接調査によれば次のとおりである。

- (1) 家族構成は 人種にかかわりなく $6 \sim 10$ 人の家族が12戸, 5 人以下は 7 戸, 11 人以上は 5 戸となっており, マラヤの平均的家族構成を示している。
- (2) ゴム地の取得については相続によるもの12 戸,購入したものが12戸あり,ゴム地の変動が少なくないことを示している。購入したゴム地の購入年次,購入価格をみると1935年~45年で1エーカー当たり250ドル,1950年で400ドル,1955年で500ドル,1960年で700ドル,1963年以後で1000ドルが平均価格となっている。もちろん,この価格は,ゴム地の所在地,地形,樹齢等によって異なっており,1948~49年においても1エーカー1000ドルで購入しているものもある。これらのゴム地は,ゴムが生産を開始するまでは1エーカー当たり1カ年3ドル,生産開始後は6ドルの quit rent (地租に当たるもの)を州政府に支払っている。
- (3) ゴムの植替えは、(i) 家族労働と若干の雇用 労働(1日3~4ドル)によるもの、(ii) 請負 契約 (老木を切り倒して耕地をならし新木を植える状態まで の労働について1エーカー150~200ドル) と雇用労働 (1日3~5ドル)によるものがほとんどで、 耕地 面積の少ないものは前者、 大きいものは後者の方 式をとっている。
- (4) Boardからうけとる750ドルの補助金については、自己労働を中心としている農家は十分であると答え、雇用労働を使用している農家は不十分(1エーカー1000ドルを希望)であると答えている。
- (5) ゴム生産からの収入については、 老木の場合, 1 エーカー 1 カ月間に15~40ドル, 植え替えた新木の場合, 1 エーカー45~70ドルとなっており,

1 エーカー70ドル (その場合の年間収量はエーカー当たり1300ポンド以上) が各農家の収入期待額となっている。

- (6) Board の執行過程については多くの農家がほぼ満足しているが, (i) 繁文縟礼, (ii) 支払い遅延, (iii) 税金面では耕地全体が対象にされながら, Board への申込みに当たってはちょっとした面積の不足から申請を却下される場合があること, (iv) 支払金額のうち第1回を減らして,後の方に回すほうがよい等の不満と意見が聞かれた。
- (7) 今後のゴム生産への期待についてはほとんどの農家がゴム生産を継続することを希望しており、若干の大きな農家の場合、油ヤシへの転換を含む多角化を希望していた。このことはゴム小農にとって、予測しうる将来においてゴムに代わるべきものが考えられないことを意味しているといえる。

このほか, ゴム生産について共通にみられたことは、(1)いずれの農家も圧搾ローラー (2基1対をもっており、値段は200~250ドルが平均)と疑固用の数個の皿 (1個50セント)をもっており、(2)すべて天日乾燥の白いシートでゴムを販売しており、(3)販売先は近くの町のゴム取扱業者(中国人がほとんど)であり、(4)調査時点で1kati(1½ポンド)当たり70セント平均で販売していた。

これらの小農は、いずれも Muar の町から50マイル前後の地域の平均的な小農であり、 耕地面積の小さい者も 他に職業 (教員、商人、議員等) をもっており、 ゴム植替えについても十分に適応しえた農家であるため、深刻な問題を持っていないが、ゴム価格の下落については 共通な不安をもっており、 したがって植替えによる収量の増大に熱心であるといえる。 筆者が接したマレー人小農は、たとえゴム価格が30セントまで下がっても ゴムを続

けざるをえないと語っていたが、 ゴム以外に頼る べき生活の糧をもたない地域の 農民の将来はゴム 植替え政策の成否をこえた マラヤ経済全体の将来 構造の問題といえよう。

VI 植替え政策執行上の問題点

1965年10月3、4、5日の3日間にわたってクアラ・ルンプールで開かれた州植替え局長会議(注1) (筆者は傍聴を許された)における各州の報告は、それぞれの地域の問題点について次のように述べている。

- (1) Perak州 の Dindings 地区においては 初め 植替えに意欲を示さなかった小農 (平均3~5ェーカー) が、中国人の場合には、中国人商業会議所 からの無利子の借入金を利用することによって植替えに向かうようになったこと、マレー人の場合には、 lalang という雑草の駆除方法と適正な管理 の方法を修得した結果、支払い延期になっていた 補助金が短期間に 支払われたことに刺激されて、 植替えが進むようになったといわれる。
- (2) 同じ Perak 州の Perak 河にそった地域では 運輸,通信の不便さのために植替えが進まず,わ ずか平均2 エーカーという 狭い土地でゴムと 陸 稲,タピオカ,メイズ,甘藷,野菜等の混作によ り生活する農家が多いこと,そのうえ,土地所有 が何人かの共有になっているため 植替えの合意が なかなか成立せず,既存の貧しい生活に固執する 傾向が強かったことを指摘している。 さらに地味 の豊かなところであるため ゴムの老木の収量が比 較的よいことも植替えを ためらわせる原因となっ ていることを指摘している。
- (3) Pahang 州においては、1952年のゴム小農地が9万8453エーカーとなっていたが実際は非合法のゴム地があったため面積は上記の数字より広

がったこと、平均耕地面積は5エーカー以下であることを指摘したのち、ゴム植替え政策執行の問題点として、(i)運輸、通信の不便さ、(ii)ゴムに関する技術面の遅れ(植替え技術、管理方法の遅れ)、(iii) Board からのインフォメーション、資財送付の遅れ、(iv)土地所有関係からくる諸問題(共有者の不一致、不在地主からの所有権移転の不明確、金貸し業者の担保にはいっている土地等)等を指摘している。

(4) Kedah 州におけるマレー人小農の植替えについては、その遅れている原因として、(i) 資本の不足、(ii) 技術の遅れをあげ、さらに、Kedah、Perlis、Penang 3 州の300農家のゴム植替えに関する調査結果として次のような表を掲げている。

	5.161-166-2 A 1 N
ゴム植替えに消極的な理由	i複回答を含む) 農家数
資金不足	160
ゴム以外の収入源なし	82
老齢のため	35
植替え作業に当たる者なし	36
共有者が植替えに不賛成	26
所有権移転手続き未了	23
家族が多く現在のゴム生産を られない	とめ 10
現在のゴム生産で満足	8
ゴム地が遠隔のため	8
第1回の支払金では労働者を できない	雇用 3
共有者が国外に居住	2
Board の監督が厳しすぎる	2
計	395

そして、ゴム小農が望んでいる条件として、(i) 第1回の支払いを老木を伐採する前に前払いする、(ii) Board が直接に請負人を使って植替えをさせる、(iii) 植替え期間中、月60~80ドル当たりの

生活資金を Board が貸し、新木が生産を開始したのち月賦返還する、(iv) Board の審査基準を緩和する、(v) 植替えに従う請負人を Board の監督下におく、(vi) 補助金をエーカー当たり 1000ドルに引き上げる、(vii) 補助金支払いを年2回ずつ行なう等の希望があることを指摘している。

この報告を傍聴していた筆者はマレー人小農のおかれている困難な状況を想定することができたが、この報告に対して Board の局長(Chief Replanting Officer) が、「われわれはゴム小農が貧しいかどうかにはまったく関心はない。 Board の任務は植替えを進めることのみである。」と述べた言葉をいまさらのように想起することができる。 Board は確かに植替えを進めることが任務であり、 ゴム小農の貧富については関係がないといえるが、 そのことは Board が、貧しい小農にとっては遠い存在となり、かれらがゴム産業のなかで取り残されてゆくことを Board 自身が認める結果になるともいえる。

筆者はマラヤ滞在中、Pahang 州を除くすべての州植替局をたずねたが、いずれも植替えを進めるために真剣な努力を続けており、執行機関としては能率のよい運営を行なっているという印象をうけた。その点は、1964年に、マレーシア政府の生産性本部 (National Productivity Center) が、Selangor、Perak、Negri Sembilan 3州のゴム植替局の業務執行状況調査(注2)を行なったなかで、(i)執行に対するゴム小農からの不満の訴えがきわめて少ないこと (1963年の支払い件数に対して、0.62%)、(ii) 不満の中心は支払いの遅延にあることを指摘し、執行状況としてはおおむね満足すべき状態にあることを報告していることからもうなずけるところといえる。しかし、Board の能率のよい行政が植替え政策に均響できないゴム小農の声を無視

するとすれば, その点については再考しなければ ならないように考えられる。

(注1) Persidangan Pegawai² Kanan······.

(注2) Report on a Preliminary Survey of the Smallholders' Replanting Board (Kuala Lumpur, Sept. 1964).

おわりに

マラヤにおけるゴム植替え政策は、 すでにみた ように 1952年 9 月から今日にいたるまでマラヤの 経済政策の一つの柱として 継続されてきたもので あって, この政策によりマラヤのゴムは生産性を 飛躍的に増大させ、 ゴム価格の下降現象にもかか わらず外貨取得の一大源泉となってきたのであり この点において マラヤ経済全体の発展のためには 大さな寄与をもたらしたものといえる。しかし、 あらゆる経済政策は 同時に政治過程である以上, この政策がどのような 層の利益を最も促進したか という点からみると、本論文でしばしばふれたよ うに、資金配分の面でまずエステートが優先され、 小農においても少なくとも 3 エーカー以上の層, 特に10エーカー以上の層、または他に収入の手段 をもっている 小農が均霑したことを示している。 このことは人種を問わず 零細な小農がこの政策に 適応しにくいことを示しているが、 すでにふれた ようにこの層はより多くマレー人によって 占めら れているところからみて、マレー人零細農の窮乏 化を招いているといえる。そのため、政府はFLDA を中心とする土地開発を進めて これら零細農民の 内植民をはかってきているが、 その成果は必ずし も十分とはいえない。筆者が,他の論文(注1)で述べ たようにマレーシア政府はマレー人,中国人,イン ド人の上・中層の利害を代表する 連合党の支配下 にある以上、そこで打ち出される政策がこれらの 階層の利益促進につながることは いうまでもない

が、相対的に貧困なマレー系農民の生活向上がは ばまれた場合、かれらの不満がマレーシアの政治、 社会的文脈の中で コミュナリズムの強化につなが るとするならば、その傾向は、racial harmony か ら national integration へと 向かおうとしている 連合党政府の基盤を危うくするものといえる。こ の点において、 連合党政府は、いまだゴム植替え を行なっていない小農の現状を明らかにし, (i)か れらのゴム植替えを可能にするよう 現在の政策を 変更するか、(ii)土地開発政策へ強力に誘導する か, (iii) 他の職業への転換を 促進するかの選択を 迫られているものと考えられる。すでに引用した 1965年における 州植替局長会議の席上における Chief Replanting Officer の発言よりも、Kedah州 のマレー人小農の苦境を訴えた State Replanting Officer の報告に耳を傾ける方向で政策の変更と執 行が行なわれることが, この政策をさらに発展さ せる方向であると考えられる。そうでなければ、

この政策は "family fragmentation" や "family aggregation"によるある意味の濫用を促進し、真のゴム小農の植替えを一定限度にとどめてしまう結果になりかねないといえる。この意味においてゴム小農のための植替え政策は一つの転換点に立っているものと考えられる。

本稿は1952年9月からすでに15年以上にわたって継続されているゴム小農の植替え政策の執行過程を跡づけ、そこにおける問題点と、この政策の意味づけを行なうことによって、政治過程としての経済政策の側面を探ろうとしたものである。その場合、経済政策の執行の結果がどうなっているかということこそ、それが政治過程であることの無言の証人であるといえよう。

(注1) 萩原宜之「マラヤのコミュナリズムと国民的統合」(日本国際政治学会『国際政治』, 開発途上国の政治・社会構造特集, 36号, 昭和43年), 27~44ページ。(図書資料部長)

アジアの経済成長と貿易構造
神戸大学教授 入江猪太郎編
190頁 ¥ 380

▷経済成長と貿易構造(入江猪太郎) ▷工業化過程の理論とその 検証(片野彦二) ▷アジア諸国の経済開発計画(安井修二) ▷アジ ア諸国における輸出変化と貿易構造(三辺信夫) ▷アジア諸国の 工業化と貿易構造(村上教)

ア ジ ア の 第 1 次 商 品 貿 易 - 町大学教授 小 島 清 編 260頁 ¥ 520 ▷ドル不足と低開発国問題(小島清) ▷第1次商品貿易と共同市場(小島清) ▷東南アジア諸国の貿易集中度(相原光) ▷米敷経済の国際的安定(逸見謙三) [付録] 文献解題